

新潟市区役所事務分掌条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第7号

新潟市区役所事務分掌条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第2項の規定に基づき、市長の権限に属する事務のうち、この条例に定めるものについて区の区域ごとに分掌させるとともに、区の特色を活かした主体的な行政運営を図るため、区役所が分掌する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(区役所の分掌事務)

第2条 区役所は、新潟市自治基本条例（平成20年新潟市条例第1号）第25条第2項各号に掲げる役割を果たすため、市長の権限に属する事務のうち、おおむね次に掲げる事務で区役所に係るものを分掌する。

- (1) 区政の基本的な計画及び重要施策の企画に関する事項
- (2) 区自治協議会に関する事項
- (3) 地域コミュニティの振興に関する事項
- (4) 文化及びスポーツの振興に関する事項
- (5) 広報及び広聴に関する事項
- (6) 住民基本台帳及び戸籍に関する事項
- (7) 国民健康保険に関する事項
- (8) 環境衛生及び一般廃棄物に関する事項
- (9) 社会福祉及び保健に関する事項
- (10) 介護保険に関する事項
- (11) 産業の振興に関する事項

- (1 2) 観光の振興に関する事項
 - (1 3) 都市計画に関する事項
 - (1 4) 道路及び公園に関する事項
 - (1 5) 防災, 防犯及び交通安全に関する事項
 - (1 6) 予算その他財務に関する事項
- (委任)

第3条 この条例に定めるもののほか, 区役所の内部組織, その分掌する事務その他必要な事項は, 市長が別に定める。

附 則

この条例は, 平成28年4月1日から施行する。